

横須賀中学校校歌

作詩 久松潜一
作曲 依田光正



らたのうみ きよきなぎさに うちよする またましらたま
たまのごと こころゆたけく ちをみがき よきひとたらん
われらわこう どのみちは はろけし

一、 知多のうみ 清きなぎさに
うちよする ま玉しら玉
玉のごと 情ゆたけく
知をみがき よき人たらん
われら若人の 道ははろけし

二、 世はうつり 人はゆくとも
とこしへの 真理をめざし
風雪に堪へ やまず進みて
萌えいつる 春をぞ待たん
われら若人の つとめは重し

三、 力ある 足なみそろへ
燃えたてる 若きいのちに
すこやかき 身をばきたえて
幾山を こえても行かん
われら若人の 道はひらけん



【 校 訓 】

質実 ・ 勤勉 ・ 奉仕

【 目指す生徒像 】

いのち ・ まなび ・ つながり

命を大切にし、よりよく生きようとする生徒
学びに主体的に向かい、継続して努力する生徒
思いやりの心を持ち、人や社会とのつながりを
大切にする生徒

もくじ

横須賀中学校校歌・校訓	P 1
もくじ	P 2
生徒心得	P 2、3
服装・身だしなみの規定	P 3、4
防寒着規定	P 5
自転車通学規定	P 6、7
台風等による警報発令時の生徒の登下校について	P 8～10
横須賀中学校生徒会会則	P 11、12
生徒会役員選挙規則	P 13、14
生徒会活動組織表	P 14
学級活動・部活動	P 15
忌引き日数表・日課表	P 16
下校時刻表・関係機関の連絡先	P 17
東海市子どもの「いじめ防止宣言」	P 18

生徒心得

- | |
|---------------------------------|
| I 横須賀中学校の生徒として、けじめのある行動をとろう。 |
| II すすんで自分の仕事に取り組み、責任をもってやり遂げよう。 |
| III 人に喜ばれ、役立つことをしよう。 |

【登下校】

1. 交通マナーを守り、通学路を通るようにしよう。
2. 下校時刻を守ろう。

【学校生活】

1. 時刻を守ろう。(5分前行動を心がけよう)
2. 意欲的に学習に取り組もう。
3. 放課は次の授業の準備をしよう。
4. 授業以外で他のクラスや特別教室などに入らないようにしよう。
5. 常に校内美化に心がけ、身の回りの整とんに努めよう。
6. 係や当番の仕事にしっかり取り組もう。
7. 登校後は、許可なしに学校から出ないようにしよう。

欠席・遅刻・早退・欠課は、必ず保護者が担任に連絡する。

【学校備品・施設の使用】

1. 係の先生の許可を得て、大切に使おう。
2. 破損したときや異常があるときは、直ちに担任の先生に申し出よう。

【保 健】

1. 保健室を利用するときは、保健委員に付き添ってもらおう。
2. けがや病気の際は、担任の先生に連絡しよう。

【礼 儀】

1. 相手に失礼のない言動をとろう。
2. あいさつをしっかりとしよう。

【生徒会活動】

1. 生徒会を構成する一員としての自覚をもち、積極的に参加しよう。

【校外生活】

1. 地域の行事には積極的に参加しよう。
2. 保護者の判断のもと、中学生らしい行動をとろう。
3. 自転車を扱う場合はヘルメットを着用しよう。

以上の生徒心得をしっかりと理解して行動しよう。

服装・身だしなみの規定

横須賀中学校生徒としての品位を保つため、次のように規定する。規定については、年度当初に配布する「横中生の生活ガイドライン」に詳しく規定しており、その内容は生徒手帳の規定と同等のものとする。

【髪 型】

- ・デザイン性の強い髪型は認めない。
- ・整髪料(ワックス・後れ毛を抑える物など)は使用しない。
- ・脱色、染髪、パーマをしない。
- ・前髪は目にかからない。
- ・肩よりも伸びた髪の毛は、必ずしばる。
※ゴムについては、黒、濃紺、茶色のものを使用する。
※ヘアピン、スリーピン(黒、濃紺、茶色)の使用を認める。

【靴】

- ・白色か黒色を基調とした運動靴で運動しやすいもの。
- ・靴ひもは、白基調の場合は白色で、黒基調の場合は黒色とする。
- ・体育館では、体育館シューズを使用する。

【スリッパ】

- ・学校指定のものを使用する。
- ・スリッパの色は各学年色に準ずる。
2024年度は、1年(緑)、2年(青)、3年(赤)

【かばん】

- ・黒色が基調のもので、両肩で背負って登下校できるもの。
- ・市支給のナップサックでの登校も可。

服装規定

【夏服】

<カッターシャツ>

- ・白色無地のものとする。ボタンダウンは可とする。
- ・カッターシャツからすけない肌着を着用すること。ただし、体操服は衛生上の観点からも着用することはできない。
- ・カッターシャツは、ズボンにしまうこと。

<セーラー服>

- ・制服からすけない肌着を着用すること。※カッターシャツ同様、体操服は着用しない。
- ・スカートは、ひざが隠れる程度とし、両足立ちひざで、すそが床にふれること。

<ポロシャツ（新制服との組み合わせ）>

- ・白・黒・紺の単色で無地のものとする。ポケット可、ボタンダウン可。
- ・ボタンの色は服の色に合わせる。ボタンの1番上のみ外してもよい。
- ・ポロシャツから透けない肌着を着用する。
- ・スラックス（スカート・キュロット）の中に入れなくてもよい。

【冬服】

<詰襟学生服>

- ・学生服の下に、カッターシャツを着ること。カッターシャツの下には、首元からカッターシャツ以外が見えないような服を着ること。
- ・カッターシャツの上には、カーディガン、トレーナー、セーター、ベスト等を着てもよい。色は黒、濃紺、グレー、白とする。また、それらが制服の袖やすそから極端に出ないようにすること。
- ・フード付きのものは着ない。

<セーラー服>

- ・制服の中に着るものは、黒、濃紺、グレー、白、茶色のものとする。また、それらが制服の袖やすそから極端に出ないようにすること。
- ・手首のホックは常時しめておくこと。
- ・スカートは、ひざが隠れる程度とし、両足立ちひざですそが床にふれること。

<ブレザー>

- ・ボタンは、左前・右前どちらでもよい。
- ・式時は、上のボタンを留める。
- ・ブレザーの下はカッターシャツを着る。

【現行・新の組み合わせパターン】

上 下	詰襟 学生服	セーラー 服	ブレザー	カッターシャツ (長袖・ 半袖)	ポロシャツ (長袖・ 半袖)
現行 スラックス	○		△ (相談可)	○	△ (相談可)
現行 スカート		○	△ (相談可)	△ (相談可)	△ (相談可)
新 スラックス	△ (相談可)		○	○	○
新スカート (キュロット)		△ (相談可)	○	○	○

※現行制服×ポロシャツ→△(相談可)とは、夏の暑い時期に、現行制服のままポロシャツを着てもよいということではない。ポロシャツは新制服との組み合わせを基本とする。

【ベルト】

- ・スラックスのベルトは黒色で装飾のないものとする。
- ・バックルは、デザインのされていないシンプルなものとする。
- ・スカート(キュロット)のベルトは濃紺のものとし、ラインなどが入っていないものとする。(※つけなくてもよい)

【靴下】

- ・白、黒、紺色の単色で、ワンポイントまでとする。また、くるぶし丈の靴下についても着用を認める。ただし、始業式や卒業式等の式日には白色とし、くるぶしが隠れる長さのものを着用する。

体育時の服装

【男女共通】

- ・学校指定の体操服、ジャージを使用する。
- ・体操服は、ハーフパンツの中に入れる。
- ・体育館シューズ(学校指定・学年色)を使用する。

防寒着規定

(1) 防寒対策として次のものを認める。

- ① コート・・・黒、紺、茶、灰色で無地のもの。
- ② ジャージ・・・体育で使用しているもの。
- ③ ウインドブレーカー・・・部活動で使用しているもの。

※部活動で購入していない生徒は、黒、紺、茶、灰色等で華美でないもの。フード付は可。オーバーサイズのもの不可。

- ④ ストッキング・・・肌色のもの。
- ⑤ タイツ・・・肌色、黒色のもの。
- ⑥ 手袋・マフラー・ネックウォーマー

・・・華美でなく、装飾品やキャラクターがついていないもの。

(2) 着用時の約束

- ① 登下校時に着用し、昇降口で着脱する。(ストッキング、タイツは履いたままで良く、下校時は教室で上着を着ても良い。)
- ② 保管場所は、かばんおよびロッカーの中とする。

- ③ マフラーは、制服の正しい着用の仕方を妨げないように使用する。(学生服のボタンを外して中に入れない)また、1回は結び、風になびくような巻き方はしない。

自転車通学規定

1. 自転車通学ができる生徒は次の各項に該当し、許可願を提出し、許可された者に限る。

(1) 自転車通学が許可される区域 (2024年2月1日現在)

- ・中央町全域
- ・大田地区……上浜田、下浜田、浜新田、川北新田、後浜新田、松崎、天尾崎、神宮前、寺下、小嶋病院前道路以北の後田・郷中・畑間・細田
- ・養父地区……浅間前、八王子、西川向、東川向、島ノ内、釈迦御堂、南堀畑の一部
- ・高横須賀地区……成宝新田、国道247号線以西の呉天石、町新田、葎山、御洲浜、国道155号線以北の御亭
- ・横須賀地区……天宝新田、扇島
- ・元浜地区……市道元浜線以西

※その他、必要と認められる理由のある生徒(学校に問い合わせること)

※町名番地の変更にともない、上記の地区にも変更があると思われる。

2. 自転車通学が許可される自転車について

- ・防犯登録がしてあるもの。
- ・次の自転車および装備がしてあること。

【自転車】

- ① 体にあったもので、通学を目的としたもの。
※マウンテンバイクやサイクリング車は、使用限定車と呼ばれ、通学用自転車として適していないため認めない。
- ② ハンドルは、極端なアップハンドル(通称「かまきり」や「V字型」等)は、走行が不安定になるため認めない。
- ③ 色の指定はない。

【装備】

- ① 後部荷台 ② 荷台用ヒモ ③ 両足スタンド
- ④ ベル ⑤ ライト ⑥ 反射器
- ⑦ カギ(ツーロックが望ましい)

3. 自転車通学生は道路交通法を遵守すること。

- ① 運転中は常に安全を留意し、危険な運転は絶対にしない。
- ② 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。
- ③ マフラーを着用するときは、巻き方や長さに留意し、走行の妨げにならないようにする。
- ④ 荷物は後部荷台にゴム紐でくくりつける。
- ⑤ 並進通行、二人乗り、右側通行、片手運転、無灯火、信号無視はしない。

- ⑥ 一時停止表示場所および見通しの悪い交差点では必ず一時停止をする。
- ⑦ 雨天時はレインコートを着用する。
- ⑧ 横断歩道は安全を確認しながら、横断歩道および自転車横断帯を必ず渡る。
- ⑨ 校内では自転車を引いて通行し、ヘルメットは自転車置場で脱着する。
- ⑩ 自転車は指定された自転車置場に置く。
- ⑪ 自転車損害賠償責任保険等に加入すること。(2022年度から愛知県は自転車保険の加入が義務化されているため)

※ 上記の事項に違反し、自転車通学生徒として好ましくないものは、その状況により、「自転車通学許可の取り消し、または停止をする。」

また、部活動で自転車を利用する際も、原則として上記の規定を適用する。

その他通学上の諸注意

- ① 安全に配慮し、通学路を利用し登下校する。
- ② 地域の方に迷惑をかけない。
- ③ 横中の北側の坂は危険なので、原則として通行しない。

台風等による警報発表の 生徒の登下校について

1 「暴風警報・暴風雪警報」が東海市に発表された場合

① 登校前

- ・午前6時30分までに警報が解除された場合
→平常どおり登校する。
- ・午前6時30分以降に警報が解除された場合
(6時30分を含める)
→その日の授業は実施しない。

※道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせる。その場合、学校に速やかに連絡すること。

② 登校後（学校に生徒がいる場合）

- ・安全に帰宅できると認めた場合には速やかに下校する。
- ・帰宅が困難と認めた場合は、安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機する。

※台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、暴風警報・暴風雪警報発表の可能性が高い場合は、授業を中止し、速やかに下校する場合がある。

2 「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

① 登校前

- ・登校しない。
 - ・特別警報解除後も学校から連絡があるまでは登校しない。
- ※eメッセージ、横中ブログ等で情報が発信される。

② 登校後（学校に生徒がいる場合）

- ・授業を中止する。学校に留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等を行う。
- ・校内に留め置いた場合は、生徒が安全に下校できると判断できるまでは下校しない。

3 「暴風警報・暴風雪警報」「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

- ・通学路の状況等を判断し、臨時休業や授業を中止することがある。(当日7:00までを目安にeメッセージ、横中ブログ等で情報が発信される。)

4 「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

①登校前

- ・登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせる。その場合、学校に速やかに連絡をすること。その後、安全が確認されたら登校すること。

①登校後（学校に生徒がいる場合）

- ・今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校する場合がある。
- ・下校が危険だと判断した場合や、今後速やかに回復に向かうと判断した場合は、校内の安全な場所に待機する。

5 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合

①登校前

- ・自宅待機とする。学校から連絡があるまでの間、臨時休業とする。
- ※eメッセージ、横中ブログ等で情報が発信される。

②登校後（学校に生徒がいる場合）

- ・情報の内容に従い、避難行動を行う。
- ※一斉下校の有無に関してはeメッセージにて連絡を行う。
- ・翌日以降は、学校から連絡のあるまで臨時休業とする。
- ※eメッセージ、横中ブログ等で情報が発信される。

③登校中

- ・その場所によって、家と学校までの距離を考え、自主的に登校するか帰宅するかを判断する。

④修学旅行等の学校行事や部活動の大会等への参加時

- ・出発前や解散後に発表された場合は、上記①～③の措置を講じる。
- ・出発後に発表された場合は、直ちに情報を集めて対処する。
- ※「南海トラフ地震に関連する情報」が解除された場合及び東海地震発生への恐れがなくなり、警戒解除宣言が発表された場合は「暴風警報・暴風雪警報」の解除の場合と同じとする。

6 「大津波警報・津波警報」が伊勢・三河湾区域に発表された場合

①登校前

各地域で定められた避難方法に従う

避難方法：

②登校後（学校に生徒がいる場合）

- ・安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機する。

③登下校中

- ・横須賀中学校付近であれば、横須賀中学校に来る。
- ・高く安全な場所へ、走って避難をする。

7 暴風・暴風雪警報等における学校給食の取り扱い

①台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風警報・暴風雪警報」発表の可能性が高い場合は、2日前および前日の正午頃に給食中止を決定し、生徒を通じてその旨を家庭に連絡する。したがって、当日の給食がないため、授業を行うことが可能となった場合は、必要に応じて弁当等を持参する。

②前記で給食中止の決定をしない場合

・「暴風警報・暴風雪警報」が発表されたものの、当日の午前6時30分までに解除され、平常通りに授業を行う場合については給食を実施する。

③「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合は、給食を実施しない。

8 「暴風警報・暴風雪警報」が解除された時間による休校、給食の取り扱い表

①前日までに給食中止が決定していない場合

解除された時間	自宅待機・休校	給食・弁当
～6時30分	通常登校(8:25)	給食あり(弁当なし)
6時30分以降	休校	なし

②前日までに給食中止が決定した場合

解除された時間	自宅待機・休校	給食・弁当
～6時30分	通常登校(8:25)	弁当持参(給食なし)
6時30分以降	休校	なし

③注意点

・前日までに給食中止の決定の有無を確認する。

※中止の場合、eメッセージ、横中ブログ等で情報が発信される。

・情報を得る際は、各家庭でeメッセージ、横中ブログ等で確認できるようにしておく。

・緊急時の行動の主体はあなた自身です。自分の命は自分で守ることを心にとめておいてください。

横須賀中学校生徒会会則

第1章 名称

第1条 この生徒会は横須賀中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 生徒会は先生の指導や助言をうけて積極的な自治活動を行い、生徒自身の生活の向上をはかり、よい校風をうちたて、民主的で立派な社会人となることを目的とする。

第3章 会員

第3条 生徒会の会員は横須賀中学校の全生徒とする。

第4章 生徒議会

第4条 生徒議会は学級から選ばれた男女各1名の代議員と各委員会の委員長及び生徒会役員で組織する。

第5条 生徒議会は生徒会の目的を達成するために、学校の行事に対する協力の仕方や学級での話し合いの伝達、いろいろな生徒会活動の調整、その他必要と認めた活動の方針を議決し、学校全体に知らせる。

第6条 生徒議会の成立は議員の3分の2以上の出席を必要とする。

第7条 決議は出席議員の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところとなる。

第8条 議会の議長・副議長は代議員から選出する。

第9条 生徒議会は生徒会長が原則として隔週定期的に招集する。ただし会長が必要と認めたときは臨時生徒議会を招集することができる。

第5章 生徒総会

第10条 生徒総会は全会員によって構成し、この会の最高決議機関である。なお、生徒総会は全会員の3分の2以上の出席を必要とする。

第11条 会長は定期的に生徒総会を開く。なお、会員の4分の1以上の要求があるときは、会長は総会を開かなければならない。

第6章 役員

第12条 生徒会の役員は会長1名、副会長男女各1名、書記男女各1名、会計男女各1名とする。

第13条 役員は3月中旬および9月中旬に、全会員の直接選挙によって選出する。立候補者のない場合は、新たに選挙期間を設けて再選挙を行う。

第14条 役員任期は半年間とし、次の2期に分ける。前期を4月初旬より学校祭終了までとし、後期を学校祭終了後より翌年3月下旬までとする。

第15条 会長がその資格を失ったときは副会長が会長となる。

第16条 役員の任務は次の通りとする。

会 長：生徒会を代表し生徒議会を招集する。その議事をつかさどる。

副会長：会長をたすけ、会長に事故があるときはこれにかわる。

書 記：文書の作成や議事の記録の事務を扱う。

会 計：生徒会の経理の一切を扱う。

第7章 執行部

第17条 執行部は生徒会の役員によって構成される。

第18条 執行部は必要に応じて、生徒議会の前に執行部会をもつ。

第19条 執行部の任務は次の通りとする。

1. 各員会で立てた事業計画を検討し、生徒議会に提出する議案を整理する。
2. 年度計画・学期計画をつくる。
3. 生徒総会に提出する報告書をつくる。

第20条 執行部で計画したことは生徒議会にかけ、議決されなければ実施されない。

第8章 委員会

第21条 生徒会には、必要とされる数の委員会が組織される。

第22条 各員会は学級から選ばれた委員によって構成される。それぞれの委員長・副委員長は各員会で選出される。

第23条 各委員会は常時活動を原則とする。

第24条 各委員会の細則は別に定める。

第9章 財政

第25条 生徒会の経費は生徒会費による。生徒会費の額の変更は議会の決議により、全会員の4分の3以上の承認を受けて決定する。

第26条 予算や決算は生徒議会の承認を受けなければならない。

第10章 最高決定権

第27条 校長は生徒会のいかなる決議に対しても最高決定権を有する。

第11章 改正

第28条 生徒会会則の改正は、文書で執行部に提出する。執行部が生徒議会に提案し、議員の3分の2以上の賛成で承認されなければならない。さらに生徒総会において全会員の過半数の賛成があれば成立する。

付 則

平成16年2月27日一部改正。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

生徒会役員選挙規定

第1条 「目的」

この規定は、生徒会会則の精神に基づいた、公明かつ公正な、生徒会役員の公選が行われることを目的とする。

第2条 「選挙管理委員会」

この規定により行われる選挙において、事務の全てを、選挙管理委員会が行う。

1. 委員会は、各学級から1名選出され、選挙ごとに組織し、解散する。
2. 委員の中から、委員長、副委員長を選出し、委員長は選挙事務を統括し、副委員長はそれを補佐する。
3. 委員は、生徒会役員・推薦責任者を兼任することができない。また、委員が立候補する場合は、新たに代わりの委員を選出する。
4. 委員会の決議は、委員の定数の過半数により成立する。同数の場合は委員長が決定する。
5. 選挙日程については、次の表を原則として、委員会が決定する。

日 程	日数・その他
公示	9月初旬・3月初旬
立候補届け出・署名運動	公示から8日間
立候補締切り・公報作成	公示から8日後
選挙運動	締切り後7日間
立ち合い演説会・投票	公示から15日後
開票結果発表	公示から16日後

第3条 「選挙権・被選挙権」

本校の全生徒が有する。(ただし、前期の選挙権と後期の被選挙権については、3年生は除く)

第4条 「立候補」

1. 立候補者は、推薦責任者1名を決め、届け出なければならない。
2. 立候補者は、所定の用紙により、本人と選挙管理委員以外の30名の署名を集め、提出しなければならない。(1人が署名できるのは、各役員について、それぞれの定員数以内)

第5条 「選挙運動」

選挙運動は、ポスター掲示と朝のPR、給食時のPR、1回の立会演説会を原則とする。

第6条 「投票・当選・任命」

1. 選挙は所定の用紙により、役員の定員数を投票し、獲得票数の多い順に、当選者、次点者を決める。同数の場合は、決選投票を行う。

2. 立候補者が役員の数におさまった場合は、信任投票を行い、投票数の過半数で当選とする。信任されなかった場合は、再選挙とする。
3. 当選者は、学校長により任命された後、役員となる。
4. 次点者繰り上げの有効期限は、投票日から1か月以内とする。
(1か月を越えた場合は欠員とする)

第7条 「罰則」

選挙管理委員会が不正行為がなされたと認めた場合は、審議し、処分を決定する。異議申し立ては、選挙管理委員会に文書で提出する。

第8条 「最高決定権」

学校長は、この規定に関するすべてにおいて、最高決定権を有する。

第9条 「規定改正」

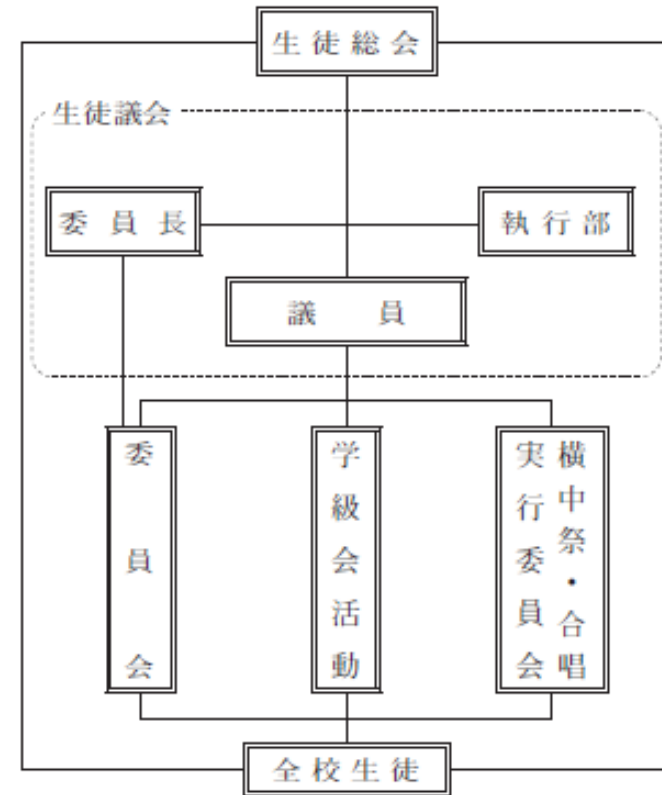
この規定の改正には、生徒議会において、定員の3分の2以上の承認を必要とする。
(ただし、第8条は除く)

第10条 「付則」

この規定における細則は、必要に応じて選挙管理委員会において定めることができる。

(平成16年2月27日一部改正。この会則は、平成16年4月1日から施行する)

生徒会活動組織表



※各委員会に、委員長1名、副委員長1名をおく。

(必要に応じて、学年代表をおいてもよい)

※級長は学年運営委員会、副級長は代議員、書記は生活委員会に所属する。

学級活動

1. 学級は本校生徒会活動の母体をなし、美しい友情と深い協力のもとに個人的、社会的成長のために努力することを目的とする。
2. 学級には次の学級三役をおく。
級長・副級長・書記 男女各1名
学級三役は前期・後期の初めに選挙により決定する。
3. 学級三役は秩序の維持、学級全般の福祉のために活動する。
学級三役の任務は次の通りである。
(1) 級長 学級の総括・学級会議の議長
(2) 副級長 代議員として生徒議会への出席
(3) 書記 学級の各種の記録・日々の出席状況の記入
4. 学級には、必要となれる数の委員会が組織される。各委員は前期・後期の初めに選挙または話し合いにより決定する。
5. 学級には学習係および日直をおく。

部活動

1. 対外的な試合・大会に参加する機会を有する種目や継続的な日常生活によって特別な技能の養成を必要とする種目を「部活動」として設置する。

【目的】

学年を越えた集団に属し3年間活動する中で、人格形成を第一に、技能技術を身につけ、豊かな情操を養い、強い体をつくり、円滑な人間関係を作り上げる力を養うことを目的とする。

2. 活動の時間は学校の生活時間帯の範囲内で、各部によって定める。
長期休暇、休日等の活動についても各部の年間活動計画によって決める。
3. 部活動時間 ST後～下校時刻15分前まで
※実施しない日
・月曜日、木曜日
・テスト週間、テスト後3日間（土日祝日は含まない）
・全職員に関わる会議がある日

忌引日数表

血 族	日数	婚 姻	日数
父 母	7 日	義 兄 ・ 義 姉	1 日
祖 父 母	3 日	お じ ・ お ば	1 日
兄 弟 姉 妹	3 日		
曾 祖 父 母	1 日		
お じ ・ お ば	1 日		

葬儀等の場所が遠距離の場合は、学校長が認めた場合、移動に要する日数も忌引に含まれます。

50分	令和6年度日課表					45分
	月	火	水	木	金	
8:20	入室完了, 荷物を整える, 名札をつける, 朝活動準備					8:20
8:25	朝活動					8:25
8:30	ST					8:30
8:45	1					8:45
9:35						9:30
9:45	2					9:40
10:35						10:25
10:45	3					10:35
11:35						11:20
11:45	4					11:30
12:35	給食					12:15
13:20	昼放課					13:00
13:40	5					13:20
14:30						14:05
14:40	清掃 ST					14:15
15:00	集会 会議	総合 (1.5) ST含む	6	総合 1年木⑥	学	14:35
15:30			ST	清掃 ST	ST	15:00
15:40						15:10
16:00	生徒議会や部活動等の時間					15:30

※朝の日程について
8:20入室、8:25着席完了とし、完了できない生徒は遅刻扱いとする。

下校時刻表

月	日	下校時刻
4月	4 / 1 ~ 7 / 20	17 : 30
5月		
6月		
7月	7 / 21 ~ 8 / 31	17 : 00
8月		
9月	9 / 1 ~ 9 / 30	17 : 30
10月	10 / 1 ~ 10 / 14	17 : 15
	10 / 15 ~ 10 / 31	17 : 00
11月	11 / 1 ~ 11 / 14	16 : 45
	11 / 15 ~ 1 / 14	16 : 30
1月		
2月	2 / 1 ~ 2 / 28	17 : 00
3月	3 / 1 ~ 3 / 24	17 : 30
	3 / 25 ~ 3 / 31	17 : 00

関係機関の連絡先

《電話相談》

愛の電話 ☎0562-32-6600

(悩み事の相談 東海市役所 教育相談電話)

子ども SOS ほっとライン 24 ☎0120-0-78310 (なやみいおう)

(子どもや保護者がいじめの問題等について相談できる)

こころの電話 ☎052-261-9671

(青少年の悩み・子どもに関する親の悩みを相談できる)

心の健康電話(あいちこころほっとライン 365) ☎052-951-2881

(こころについて相談できる)

ヤングテレホン ☎052-951-7867

(少年自身の悩み・少年非行に関する親の悩みが相談できる)

子ども人権 1 1 0 番 ☎0120-007-110

(いじめや体罰等について困っていること相談できる)

《教育に関する相談》

県総合教育センター ☎0561-38-2211

県教育サービスセンター ☎052-242-0110

《相談機関》

東海市青少年育成センター ☎0562-32-5400

知多保健所 ☎0562-32-6211

知多福祉相談センター ☎0569-22-3939

東海市子どもの「いじめ防止宣言」



いじめの場には、「いじめをする人」「いじめられる人」「いじめをばやしたてる人」「いじめを見て見ぬふりをする人」がいます。
東海市の小中学生は、「いじめをする人」「いじめられる人」「いじめをばやしたてる人」「いじめを見て見ぬふりをする人」になりません。
そして、どの学校からも「いじめをする人」「いじめられる人」「いじめをばやしたてる人」「いじめを見て見ぬふりをする人」を出しません。
そのために、以下のことを宣言します。

■「いじめをする人」にならない、「いじめをする人」を出さないために

一人一人の個性を尊重し、互いに認め合い、思いやりのある行動をします。

■「いじめられる人」にならない、「いじめられる人」を出さないために

伝えないと伝わらない、言わないと届かない。一瞬の勇気、一生の後悔。

■「いじめをばやしたてる人」にならない、「いじめをばやしたてる人」を出さないために

いじめの種、一人の勇気で笑顔の花に。

■「いじめを見て見ぬふりをする人」にならない、「いじめを見て見ぬふりをする人」を出さないために

勇気を出して止めましょう。それが本当の「友達」です。

～平成29年度「東海市子どものいじめ防止サミット」～